

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

令和5年1月

旭川市総務部契約課

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果 目次

1	調査概要	1
2	調査結果概要	2
3	各年度の調査結果の推移	5
4	職種別総括表（別表1）	6
5	職種別総括表（詳細）（別表1－2）	8
6	職種別総括表（前年調査との比較）（別表1－3）	10
7	年齢層別（別表2）	11
8	経験年数層別（別表3）	13
9	就業形態別（別表4）	15
10	月給制・日給制別（別表5）	17
11	元請・下請別（別表6）	19
12	設計労務単価との比較（別表7）	20
13	外国人労働者の状況（別表8）	21
14	法定外労災保険の加入状況と週休2日制取組状況（別表9）	22
15	事業者聞き取り調査 主な意見（別紙1）	23
16	旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領	26
17	旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）調査票	29

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

1 調査概要

- (1) 調査の目的 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図るため、市が発注する工事に従事する労働者の賃金等を調査し、労働者賃金等を把握することを目的とする。
- (2) 実施期間 令和4年9月9日から令和4年10月28日まで
- (3) 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和4年4月～令和4年8月のいずれかの月での支払賃金
- (4) 調査対象工事 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事で令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間に1日以上施工期間が含まれるもの
- (5) 支払賃金等 調査対象工事の受注者（元請事業者）及びその受注者と下請契約する受注者（下請事業者）が支払う賃金
- (6) 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、調査票（旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領様式第1号）提出の協力を依頼し、提出された調査票のうち、直接従事した労働者を雇用した回答を集計。また、回答があった事業者から、任意で抽出した事業者に架電し、提出された調査票の内容の確認及び聞き取り調査を実施。
- なお、調査票の労働賃金単価は、国が実施している公共事業労務費調査の算出方法に準じて算出。
- (7) 集計件数 元請事業者90社（契約課から直接依頼し、回答を得た数 うち対象労働者なし31社 未回答33社及び下請として回答3社除く）
- 下請事業者122社（元請事業者から調査を依頼し、回答を得た数 うち対象労働者なし14社 共同企業体

構成員含む 下請として回答あった元請事業者3社含む)

提出があった212社のうち対象労働者がいない業者45社を除く、167社、対象労働者数659人の集計結果となった。

なお、前年調査では143社、対象労働者数594人であった。

2 調査結果概要

(1) 労働者の平均賃金は、対象労働者全体の加重平均で14,341円/日である。

また、全ての職種において平均賃金が時給換算で1,400円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（令和3年10月1日発効、北海道の地域別最低賃金、時間額889円）以上が確保されている。

平均賃金は、前年度調査結果13,682円/日（8時間）と比較して、659円の増額となっており、4.8%の増加となった。

時間外手当について、全労働者の平均月額額は42,830円（全体の平均時間外労働時間は21.2時間/月）であり、対象労働者のうち67.4%の444人が時間外労働に従事している。時間外手当の平均額が最高の職種は塗装工で月額108,721円（職種全体の平均時間外労働時間57.5時間/月）であった。

※以下、「賃金」は日額（8時間）をいう。

(2) 最低賃金と最高賃金（別表1）

回答のあった30職種のうち、12職種で最高賃金は最低賃金の2倍以上となっている。

主な職種では、特殊作業員が2.6倍、普通作業員が2.9倍、電工が

3. 2倍, 配管工が3.4倍となっている。

(3) 年齢, 経験年数による賃金の関係

ア 年齢と賃金の関係 (別表2)

平均賃金で比較すると10代から20代及び70代以上で賃金が低く, 40代から50代で賃金が高い傾向が見られる。

イ 経験年数と賃金の関係 (別表3)

平均賃金で比較すると, 労働者が経験年数を重ねるにつれて高い賃金が支払われる傾向が見られるが, 31年以上の労働者になると若干低下する傾向がある。

(4) 就業・賃金形態と賃金の関係

ア 就業形態別 (別表4)

常雇と日雇で, 比較できた7職種中, 特殊作業員及び溶接工の平均賃金は常雇が上回ったが, それ以外の普通作業員, 運転手(特殊), 橋りょう特殊工, 配管工及びはつり工は, 日雇労働者への支払賃金が上回っている傾向が見受けられた。

イ 賃金形態別 (別表5)

月給制と日給制で, 比較できた20職種中, 特殊作業員, 軽作業員, 造園工等の14職種で月給制平均賃金が日給制平均賃金を上回っており, 普通作業員等の6職種で日給制平均賃金が月給制平均賃金を上回っていた。

(5) 元請, 下請の賃金の関係 (別表6)

元請と下請(2次以降を含む)で, 比較できた9職種において, 平均賃金で元請が下請を上回っていたのは普通作業員の1職種であった。特殊作業員, 軽作業員, とび工, 電工, 運転手(特殊), 運転手(一般), 土木一般世話役及び配管工の8職種は, 下請の平均賃金に元請を上回るものがあった。

また、比較できた9職種において、平均賃金で元請と下請の差が一番大きかった職種は、とび工で元請が下請を7,568円上回っていた。

(6) 設計労務単価との関係 (別表7)

今回調査した実態賃金の全体水準を計るため、公共工事設計労務単価(国が実施する公共事業労務費調査を基に定めたもの)と比較した。

今回調査した対象労働者全体の加重平均賃金は14,341円/日であり、北海道の公共工事設計労務単価が設定されている職種のうち、今回提出のあった29職種の設計労務単価の加重平均額20,834円/日の68.83%となっており、前年調査時の70.36%より1.53ポイントの減少となった。

また、30職種中、造園工90%、交通誘導員B90%、ガラス工82%等、11職種で平均賃金が公共工事設計労務単価の7割以上となっている。

2(1)のとおり、平均賃金は前年調査より4.8%増加している。

(7) その他

ア 外国人労働者の状況 (別表8)

外国人労働者は、普通作業員など3職種で従事していた。平均賃金はいずれの職種も対象労働者全体の平均賃金を下回っている。

イ 法定外労災保険の加入状況 (別表9)

79%が法定外労災保険に加入済みという結果であった。

ウ 週休2日制取組状況

回答があった事業者のうち約32%が4週8休以上実施済、約44%が4週6休又は7休実施済、約24%が4週5休以下の実施という結果であった。

(8) 書面及び聞き取り調査

ア 対象事業者 調査票提出事業者 (元請, 下請の別なし)

- イ 実施時期 令和4年12月14日，15日，20日，21日，
26日
- ウ 調査事業者数 書面調査：21社（うち聞き取り調査：9社）
- エ 調査内容 提出された調査票の内容確認（賃金台帳等との照合）
及び労働者賃金等の動向
- オ 調査結果 概ね調査票のとおりであった。また，労働者賃金等の動向についての主な意見等は別紙1のとおり。
- 賃金を上げたと回答した事業者は20社あり，大規模工事実施による請負代金の給与への反映，作業員の流出防止及び雇用確保等の理由が挙げられた。
- 賃金を据え置いたとの回答があった事業者は2社で，受注金額が少ないため賃金を上げることができない一方で，今の作業員を守るため賃金を下げることができないことを理由に挙げている。
- なお，事業者回答へは一部複数回答が見られたため，合計数が一致しない。

3 各年度の調査結果の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
労働賃金単価	13,717円	14,059円	13,682円	14,341円
前年比	—	+2.5%	-2.7%	+4.8%
設計労務単価との割合	71.22%	70.74%	70.36%	68.83%

※労働賃金単価は1日（8時間）当たりの額

職種番号	職種	労働者数	平均		最高	最低
			労働賃金単価	年齢		
1	特殊作業員	64	15,205	47	17	8,788
2	普通作業員	236	12,478	47	16	7,148
3	軽作業員	14	11,249	50	15	7,232
4	造園工	5	18,434	55	26	14,319
6	とび工	32	16,176	38	16	9,000
7	石工	2	18,273	55	32	16,429
9	電工	58	16,476	45	22	9,225
10	鉄筋工	9	14,350	45	22	10,593
11	鉄骨工	4	15,706	45	14	14,445
12	塗装工	7	13,998	49	27	11,031
13	溶接工	10	18,351	48	25	12,417
14	運転手(特殊)	31	17,169	53	26	9,939
15	運転手(一般)	22	13,673	53	23	10,333
22	橋りょう特殊工	7	19,958	39	10	14,828
23	橋りょう塗装工	5	19,883	49	32	18,379
25	土木一般世話役	11	17,223	54	26	10,333
33	型わく工	18	14,727	54	30	12,704
34	大工	1	17,143	70	44	17,143
35	左官	6	13,400	37	18	8,428
36	配管工	27	16,876	49	24	7,365
37	はつり工	13	14,816	40	15	11,000
38	防水工	14	17,580	41	19	12,179

	平均		時間外手当対象者数	最高	
	時間外手当	時間外労働時間		時間外手当	時間外労働時間
	58,107	29.2	41	166,000	103.0
	45,788	21.9	182	218,930	71.0
	67,581	31.3	14	158,498	80.0
	7,680	3.9	3	14,719	7.3
	26,739	13.4	22	69,000	34.5
	0	0.0	0	0	0.0
	33,037	18.0	27	131,913	60.0
	12,459	7.0	3	14,406	9.0
	56,600	27.2	4	68,310	30.8
	108,721	57.5	2	109,666	58.0
	15,898	9.5	4	26,424	17.0
	63,612	29.5	20	141,232	58.0
	49,142	28.9	13	133,200	58.0
	7,297	3.7	6	30,426	15.5
	0	0.0	0	0	0.0
	36,060	18.4	5	97,605	40.0
	52,395	27.3	18	80,401	37.5
	0	0.0	0	0	0.0
	42,248	25.9	6	58,000	40.0
	42,805	14.2	16	135,000	44.5
	30,911	5.2	5	106,022	16.0
	21,560	11.3	6	31,640	16.0

職種番号	職種	労働者数	平均			最高	最低
			労働賃金単価	年齢	経験年数		
41	サッシ工	3	11,202	37	13	14,188	9,467
43	内装工	1	13,714	38	8	13,714	13,714
44	ガラス工	2	18,064	48	27	20,194	15,934
46	ダクト工	9	14,036	50	19	20,476	8,211
47	保温工	8	13,347	47	13	15,793	10,667
49	設備機械工	2	17,120	50	8	17,731	16,510
50	交通誘導員 A	22	11,351	51	17	15,703	8,718
51	交通誘導員 B	16	11,280	53	11	17,391	8,183
	全職種	659	14,341	47	19	31,185	7,148
	令和3年度	594	13,682	48	19	30,698	6,506
	令和2年度	811	14,059	47	19	60,558	6,235
	令和元年度	888	13,717	48	20	47,207	6,409

※労働賃金単価は1日（8時間）当たりの額（円）

（時間外手当を含まない）

職種番号	平均		時間外 手当対 象者数	最高	
	時間外手当	時間外 労働時間		時間外手当	時間外 労働時間
41	12,390	9.8	3	16,777	14.5
43	0	0.0	0	0	0.0
44	63,441	31.5	1	63,441	31.5
46	15,472	11.5	6	56,000	47.5
47	0	0.0	0	0	0.0
49	0	0.0	0	0	0.0
50	24,778	16.8	21	92,999	59.5
51	18,262	12.2	16	92,999	59.5
	42,830	21.2	444	218,930	103.0
	44,966	25.0	443	241,595	122.2
	27,165	15.7	525	191,739	104.0

調査未実施

※時間外手当、時間外労働時間は1か月当たり

職種番号	職種	労働者数	平均			最高			最低					
			労働賃金単価	年齢	経験年数	労働賃金単価	年齢	経験年数	労働賃金単価	年齢	経験年数			
1	特殊作業員	64	15,205	47	17	23,269	41	21	8,788	45	3	常雇	日給制	賃金形態
2	普通作業員	236	12,478	47	16	21,041	45	23	7,148	24	0	常雇	月給制	賃金形態
3	軽作業員	14	11,249	50	15	13,925	43	5	7,232	38	0	常雇	日給制	賃金形態
4	造園工	5	18,434	55	26	22,747	47	30	14,319	53	23	常雇	月給制	賃金形態
6	とび工	32	16,176	38	16	28,587	54	13	9,000	55	22	常雇	日給制	賃金形態
7	石工	2	18,273	55	32	20,118	58	38	16,429	52	25	常雇	日給制	賃金形態
9	電工	58	16,476	45	22	29,429	47	19	9,225	27	5	常雇	月給制	賃金形態
10	鉄筋工	9	14,350	45	22	18,792	49	14	10,593	65	46	常雇	日給制	賃金形態
11	鉄骨工	4	15,706	45	14	17,012	38	17	14,445	62	20	常雇	月給制	賃金形態
12	塗装工	7	13,998	49	27	16,555	63	47	11,031	32	5	常雇	日給制	賃金形態
13	溶接工	10	18,351	48	25	25,608	44	25	12,417	55	36	常雇	月給制	賃金形態
14	運転手 (特殊)	31	17,169	53	26	24,869	52	33	9,939	68	51	常雇	月給制	賃金形態
15	運転手 (一般)	22	13,673	53	23	20,493	55	1	10,333	48	16	常雇	日給制	賃金形態
22	橋りょう特殊工	7	19,958	39	10	31,185	62	24	14,828	34	7	常雇	出来高制	賃金形態
23	橋りょう塗装工	5	19,883	49	32	22,867	40	21	18,379	70	52	常雇	月給制	賃金形態
25	土木一般世話役	11	17,223	54	26	28,571	54	29	10,333	73	53	常雇	月給制	賃金形態
33	型わく工	18	14,727	54	30	17,728	62	40	12,704	57	37	常雇	日給制	賃金形態
34	大工	1	17,143	70	44	17,143	70	44	17,143	70	44	常雇	日給制	賃金形態
35	左官	6	13,400	37	18	17,516	59	38	8,428	20	2	常雇	月給制	賃金形態
36	配管工	27	16,876	49	24	24,967	58	26	7,365	43	0	常雇	月給制	賃金形態

職種番号	職種	労働者数	平均			最高			最低						
			労働賃金単価	年齢	経験年数	労働賃金単価	年齢	経験年数	就業形態	賃金形態	労働賃金単価	年齢	経験年数	就業形態	賃金形態
37	はつり工	13	14,816	40	15	20,000	51	20	日給制	11,000	37	15	常雇	日給制	
38	防水工	14	17,580	41	19	23,084	54	33	常雇	12,179	22	2	常雇	日給制	
41	サッシ工	3	11,202	37	13	14,188	46	22	常雇	9,467	20	2	常雇	月給制	
43	内装工	1	13,714	38	8	13,714	38	8	常雇	13,714	38	8	常雇	月給制	
44	ガラス工	2	18,064	48	27	20,194	58	39	常雇	15,934	38	15	常雇	月給制	
46	ダクト工	9	14,036	50	19	20,476	45	24	常雇	8,211	69	6	常雇	月給制	
47	保温工	8	13,347	47	13	15,793	40	14	常雇	10,667	42	0	常雇	月給制	
49	設備機械工	2	17,120	50	8	17,731	52	13	常雇	16,510	47	2	常雇	月給制	
50	交通誘導員 A	22	11,351	51	17	15,703	34	9	常雇	8,718	59	5	常雇	日給制	
51	交通誘導員 B	16	11,280	53	11	17,391	62	3	常雇	8,183	55	7	常雇	日給制	
	全職種	659	14,341	47	19	31,185	62	24	日雇	7,148	24	0	常雇	月給制	
	令和3年度	594	13,682	48	19	30,698	49	31	常雇	6,506	51	3	常雇	月給制	
	令和2年度	811	14,059	47	19	60,558	55	36	常雇	6,235	59	40	常雇	月給制	
	令和元年度	888	13,717	48	20	47,207	35	5	常雇	6,409	31	1	常雇	月給制	

※労働者賃金単価は1日（8時間）当たりの額（円）

令和4年度

職種番号	職種	労働者数	平均		最高	最低	
			労働賃金単面	年齢			
1	特殊作業員	64	18,205	47	23,269	8,798	
2	普通作業員	236	12,478	47	16,041	7,148	
3	配作業員	14	11,249	50	13,925	7,232	
4	造園工	5	18,434	55	22,747	14,319	
6	とび工	32	16,176	38	28,687	9,000	
7	石工	2	18,273	55	20,118	16,429	
9	電工	58	16,476	45	22,942	9,225	
10	鉄筋工	9	14,350	45	18,792	10,593	
11	鉄骨工	4	15,706	45	17,012	14,445	
12	塗装工	7	13,998	49	27	16,555	11,031
13	溶接工	10	18,351	48	25,608	12,417	
14	運転手(特殊)	31	17,169	53	24,869	9,939	
15	運転手(一般)	22	13,673	53	20,493	10,333	
22	橋りょう特殊工	7	19,958	39	31,185	14,828	
23	橋りょう塗装工	5	19,883	49	22,867	18,379	
25	土木一般世話役	11	17,223	54	26	28,571	10,333
33	型わく工	18	14,727	54	30	17,728	12,704
34	大工	1	17,143	70	44	17,143	17,143
35	左官	6	13,400	37	18	17,516	8,428
36	配管工	27	16,876	49	24	24,967	7,365
37	はつり工	13	14,816	40	15	20,000	11,000
38	防水工	14	17,580	41	19	23,084	12,179
41	サッシ工	3	11,202	37	13	14,188	9,467
43	内装工	1	13,714	38	8	13,714	13,714
44	ガラス工	2	18,064	48	27	20,194	15,934
46	タクト工	9	14,036	50	19	20,476	8,211
47	保温工	8	13,347	47	13	15,793	10,667
49	設備機械工	2	17,120	50	8	17,731	16,510
50	交通誘導員A	22	11,351	51	17	15,703	8,718
51	交通誘導員B	16	11,280	53	11	17,391	8,183
全職種		659	14,341	47	31,185	7,148	

※労働賃金単面は1日(8時間)当たりの額(円)

令和3年度

職種番号	職種	労働者数	平均		最高	最低	
			労働賃金単面	年齢			
1	特殊作業員	46	14,220	49	22,121	10,235	
2	普通作業員	201	12,268	49	17	22,727	6,506
3	配作業員	21	10,836	45	12	15,485	7,200
4	造園工	6	14,398	48	20	17,000	11,300
6	とび工	15	16,384	41	19	20,399	10,990
7	石工	1	27,981	57	38	27,981	27,981
9	電工	62	17,796	44	20	30,698	9,170
10	鉄筋工	3	13,313	54	29	14,736	12,474
11	鉄骨工	0	0	0	0	0	0
12	塗装工	8	14,155	44	20	20,857	9,414
13	溶接工	3	21,335	49	23	25,891	19,034
14	運転手(特殊)	32	15,133	47	21	23,571	9,668
15	運転手(一般)	41	12,743	53	22	19,210	7,692
22	橋りょう特殊工	0	0	0	0	0	0
23	橋りょう塗装工	5	13,715	51	33	14,554	13,022
25	土木一般世話役	5	16,252	51	22	19,928	12,609
33	型わく工	4	15,514	48	24	16,340	14,735
34	大工	0	0	0	0	0	0
35	左官	17	12,394	45	26	15,552	8,416
36	配管工	43	15,387	46	21	21,074	9,285
37	はつり工	21	13,135	43	16	25,555	7,492
38	防水工	4	14,521	38	19	20,320	11,548
41	サッシ工	3	10,713	35	11	13,749	8,667
43	内装工	1	13,166	37	6	13,166	13,166
44	ガラス工	0	0	0	0	0	0
46	タクト工	4	12,154	54	22	17,192	8,577
47	保温工	5	14,459	43	15	24,000	11,000
49	設備機械工	4	21,075	38	4	24,972	17,361
50	交通誘導員A	19	10,948	47	14	15,976	8,344
51	交通誘導員B	18	10,016	58	12	13,652	8,500
合計		594	13,682	48	19	30,688	6,506

令和4年度-令和3年度

職種番号	職種	労働者数	平均		最高	最低
			労働賃金単面	年齢		
1	特殊作業員	18	975	△2	△1,148	△1,447
2	普通作業員	35	210	△2	△1,686	642
3	配作業員	△7	413	5	△1,560	32
4	造園工	△1	4,036	7	5,747	3,019
6	とび工	17	△208	△4	8,188	△1,990
7	石工	1	△9,708	△2	△7,863	△11,552
9	電工	△4	△1,320	1	△1,270	55
10	鉄筋工	6	1,037	△9	△4,056	△1,882
11	鉄骨工	-	-	-	-	-
12	塗装工	△1	△157	5	△4,303	1,616
13	溶接工	7	△2,984	△1	△283	△6,617
14	運転手(特殊)	△1	2,036	6	1,298	271
15	運転手(一般)	△19	931	1	1,283	2,641
22	橋りょう特殊工	-	-	-	-	-
23	橋りょう塗装工	0	6,169	△2	8,313	5,357
25	土木一般世話役	6	970	3	8,644	△2,275
33	型わく工	14	△788	6	1,388	△2,031
34	大工	-	-	-	-	-
35	左官	△11	1,006	△9	1,964	12
36	配管工	△16	1,488	3	3,893	△1,920
37	はつり工	△8	1,681	△3	△5,555	3,508
38	防水工	10	3,059	4	2,763	631
41	サッシ工	0	490	2	438	800
43	内装工	0	549	1	549	549
44	ガラス工	-	-	-	-	-
46	タクト工	5	1,883	△4	3,284	△366
47	保温工	3	△1,112	4	△8,207	△333
49	設備機械工	△2	△3,955	12	△7,242	△852
50	交通誘導員A	3	402	4	△273	374
51	交通誘導員B	△2	1,264	△5	3,739	△317
合計		65	658	△0	487	642

職種番号	職種	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
		労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金
1	特殊作業員	64	0	2	13,381	13	14,539	23	15,128	20	15,865	4	16,814	2	12,422
2	普通作業員	236	3	37	10,676	42	12,866	51	13,394	43	14,041	36	12,196	24	10,814
3	軽作業員	14	0	2	9,046	2	8,072	5	13,219	0	0	1	9,759	4	11,848
4	造園工	5	0	0	0	0	0	1	22,747	3	17,172	1	17,910	0	0
6	とび工	32	2	7	12,346	7	18,195	10	17,989	6	16,537	0	0	0	0
7	石工	2	0	0	0	0	0	0	0	2	18,273	0	0	0	0
9	電工	58	1	7	11,856	12	14,422	16	17,599	11	19,819	9	18,570	2	11,634
10	鉄筋工	9	0	1	14,356	3	14,488	2	16,063	2	14,304	1	10,593	0	0
11	鉄骨工	4	0	0	0	2	16,347	1	15,683	0	0	1	14,445	0	0
12	塗装工	7	0	0	0	2	12,792	1	12,103	3	14,582	1	16,555	0	0
13	溶接工	10	0	0	0	1	17,483	5	19,518	3	17,478	1	16,000	0	0
14	運転手(特殊)	31	0	1	14,000	3	17,364	4	17,275	16	17,114	6	16,795	1	22,448
15	運転手(一般)	22	0	0	0	2	14,764	7	13,691	7	14,075	5	13,184	1	11,012
22	橋りょう特殊工	7	0	1	15,052	3	16,597	2	21,837	0	0	1	31,185	0	0
23	橋りょう塗装工	5	0	0	0	2	18,960	1	22,867	1	20,250	0	0	1	18,379
25	土木一般世話役	11	0	0	0	1	18,818	3	17,243	3	21,367	3	14,823	1	10,333
33	型わく工	18	0	0	0	2	13,573	5	15,445	5	13,996	6	15,121	0	0
34	大工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17,143
35	左官	6	0	4	11,359	0	0	0	0	1	17,516	1	17,450	0	0
36	配管工	27	0	1	10,425	6	15,511	8	17,078	7	17,219	4	19,177	1	18,286
37	はつり工	13	0	3	12,800	3	11,587	4	17,707	2	17,070	1	14,476	0	0
38	防水工	14	0	6	15,695	0	0	1	15,135	5	19,931	2	18,577	0	0
41	サッシ工	3	0	1	9,467	0	0	2	12,070	0	0	0	0	0	0
43	内装工	1	0	0	0	1	13,714	0	0	0	0	0	0	0	0
44	ガラス工	2	0	0	0	1	15,934	0	0	1	20,194	0	0	0	0
46	ダクト工	9	0	1	10,353	0	0	3	18,493	3	13,373	2	10,189	0	0
47	保温工	8	0	0	0	0	0	6	13,157	2	13,916	0	0	0	0
49	設備機械工	2	0	0	0	0	0	1	16,510	1	17,731	0	0	0	0
50	交通誘導員 A	22	0	0	0	3	14,043	9	11,567	3	10,611	6	10,370	1	9,430
51	交通誘導員 B	16	1	2	11,954	0	0	2	9,241	3	11,041	6	12,072	2	9,752

職種番号	職種	労働者数	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
			労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金
	全職種	659	7	10,190	76	11,643	111	14,235	173	15,142	153	15,820	98	14,210	41	11,746
	構成比		1.1%		11.5%	16.8%		26.3%			23.2%		14.9%		6.2%	
	令和3年度	594	4	9,339	61	10,929	117	13,670	136	14,877	136	14,842	105	13,353	35	11,058
	令和2年度	811	10	9,509	97	12,081	143	13,815	206	15,348	160	15,188	150	13,850	45	10,887
	令和元年度	888	14	10,341	87	11,642	157	14,352	212	15,106	177	14,771	185	12,662	56	10,894

※平均賃金は1日（8時間）当たりの額（円）

(3) 経験年数層別

別表3

職種番号	職種	1年未満		3年以下		5年以下		10年以下		20年以下		30年以下		31年以上	
		労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金
1	特殊作業員	64	0	8	12,074	4	16,341	14	14,779	15	14,820	15	17,276	8	15,350
2	普通作業員	236	20	29	10,628	20	11,825	33	12,923	52	13,234	49	13,773	33	12,848
3	軽作業員	14	1	2	10,956	4	10,707	0	0	1	12,594	4	12,780	2	10,898
4	造園工	5	0	0	0	0	0	0	0	1	17,910	3	18,260	1	19,483
6	とび工	32	1	2	10,391	3	15,214	6	16,246	7	17,973	10	16,694	3	15,790
7	石工	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16,429	1	20,118
9	電工	58	0	5	11,654	7	11,590	8	15,650	9	18,802	14	18,311	15	17,694
10	鉄筋工	9	0	1	14,356	0	0	1	16,728	2	16,468	4	13,634	1	10,593
11	鉄骨工	4	0	0	0	0	0	2	15,683	2	15,729	0	0	0	0
12	塗装工	7	0	0	0	1	11,031	0	0	1	14,554	2	12,166	3	16,025
13	溶接工	10	0	0	0	0	0	1	17,199	2	18,444	4	19,546	3	17,078
14	運転手(特殊)	31	1	1	14,000	0	0	2	16,275	6	16,388	9	18,373	12	16,830
15	運転手(一般)	22	0	1	20,493	1	12,432	0	0	7	12,554	8	13,929	5	13,715
22	橋りょう特殊工	7	1	0	0	2	17,482	2	18,176	0	0	2	26,668	0	0
23	橋りょう塗装工	5	0	0	0	0	0	0	0	1	18,538	2	21,124	2	19,315
25	土木一般世話役	11	0	1	18,818	0	0	1	20,329	1	17,000	5	18,800	3	13,101
33	型わく工	18	0	0	0	0	0	1	13,643	1	13,504	5	15,295	11	14,678
34	大工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17,143
35	左官	6	0	2	9,570	0	0	2	13,147	0	0	0	0	2	17,483
36	配管工	27	2	0	0	1	10,425	3	16,623	2	14,946	13	17,815	6	19,022
37	はつり工	13	0	2	13,043	0	0	3	13,025	6	16,471	1	14,141	1	14,476
38	防水工	14	0	4	14,851	1	15,719	1	19,050	0	0	4	17,765	4	20,222
41	サッシ工	3	0	1	9,467	0	0	0	0	1	9,952	1	14,188	0	0
43	内装工	1	0	0	0	0	0	1	13,714	0	0	0	0	0	0
44	ガラス工	2	0	0	0	0	0	0	0	1	15,934	0	0	1	20,194
46	ダクト工	9	1	1	10,430	0	0	1	8,211	0	0	5	15,842	1	18,125
47	保温工	8	1	2	12,735	0	0	0	0	3	14,269	0	0	2	13,916
49	設備機械工	2	0	1	16,510	0	0	0	0	1	17,731	0	0	0	0
50	交通誘導員A	22	1	0	0	2	11,381	4	12,259	7	11,422	7	10,727	1	10,998
51	交通誘導員B	16	0	4	13,818	1	13,079	2	9,027	7	10,652	2	9,752	0	0

職種番号	職種	労働者数	1年未満		3年以下		5年以下		10年以下		20年以下		30年以下		31年以上	
			労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金	労働者数	平均賃金
	全職種	659	29	10,179	67	11,869	47	12,593	88	14,176	136	14,388	170	15,790	122	15,406
	構成比		4.4%		10.2%		7.1%		13.4%		20.6%		25.8%		18.5%	
	令和3年度	594	14	10,169	74	10,880	29	12,084	86	13,129	129	13,495	149	14,900	106	14,864
	令和2年度	811	25	10,810	108	11,306	60	12,837	104	13,666	192	14,213	148	15,811	174	15,229
	令和元年度	888	26	9,633	104	11,672	47	12,687	97	13,469	222	13,931	200	15,157	192	13,736

※平均賃金は1日（8時間）当たりの額（円）

職種番号	職種	労働者数	常雇				日雇			
			労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金
1	特殊作業員	64	62	15,260	23,269	8,788	2	13,500	13,500	13,500
2	普通作業員	236	227	12,422	21,041	7,148	9	13,898	20,290	8,000
3	軽作業員	14	14	11,249	13,925	7,232	0	0	0	0
4	造園工	5	5	18,434	22,747	14,319	0	0	0	0
6	とび工	32	32	16,176	28,587	9,000	0	0	0	0
7	石工	2	2	18,273	20,118	16,429	0	0	0	0
9	電工	58	58	16,476	29,429	9,225	0	0	0	0
10	鉄筋工	9	9	14,350	18,792	10,593	0	0	0	0
11	鉄骨工	4	4	15,706	17,012	14,445	0	0	0	0
12	塗装工	7	7	13,998	16,555	11,031	0	0	0	0
13	溶接工	10	9	18,612	25,608	12,417	1	16,000	16,000	16,000
14	運転手(特殊)	31	30	17,101	24,869	9,939	1	19,200	19,200	19,200
15	運転手(一般)	22	22	13,673	20,493	10,333	0	0	0	0
22	橋りょう特殊工	7	5	17,274	21,524	14,828	2	26,668	31,185	22,150
23	橋りょう塗装工	5	5	19,883	22,867	18,379	0	0	0	0
25	土木一般世話役	11	11	17,223	28,571	10,333	0	0	0	0
33	型わく工	18	18	14,727	17,728	12,704	0	0	0	0

職種番号	職種	労働者数	常雇				日雇				
			労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	
34	大工	1	1	17,143	17,143	17,143	17,143	0	0	0	0
35	左官	6	6	13,400	17,516	8,428	0	0	0	0	0
36	配管工	27	26	16,707	24,967	7,365	1	21,251	21,251	21,251	21,251
37	はつり工	13	10	13,261	16,582	11,000	3	20,000	20,000	20,000	20,000
38	防水工	14	14	17,580	23,084	12,179	0	0	0	0	0
41	サッシ工	3	3	11,202	14,188	9,467	0	0	0	0	0
43	内装工	1	1	13,714	13,714	13,714	0	0	0	0	0
44	ガラス工	2	2	18,064	20,194	15,934	0	0	0	0	0
46	ダクト工	9	9	14,036	20,476	8,211	0	0	0	0	0
47	保温工	8	8	13,347	15,793	10,667	0	0	0	0	0
49	設備機械工	2	2	17,120	17,731	16,510	0	0	0	0	0
50	交通誘導員 A	22	22	11,351	15,703	8,718	0	0	0	0	0
51	交通誘導員 B	16	16	11,280	17,391	8,183	0	0	0	0	0
	全職種	659	640	14,263	29,429	7,148	19	16,940	31,185	8,000	
	構成比		97.1%				2.9%				
	令和3年度	594	552	13,734	30,698	6,506	30	12,316	22,273	7,652	
	令和2年度	811	732	14,161	60,558	6,235	64	13,301	24,000	7,775	
	令和元年度	888	824	13,829	47,207	6,409	64	12,275	22,667	7,300	

※平均賃金、最低賃金、最高賃金は1日（8時間）当たりの額（円）

職種番号	職種	労働者数	設計労務単価 (令和4年度)	月給制			日給制			その他
				労働者数	平均賃金	設計労務単価 との割合	労働者数	平均賃金	設計労務単価 との割合	
1	特殊作業員	64	22,100	54	15,439	69.86%	10	13,938	63.07%	
2	普通作業員	236	18,000	104	12,466	69.26%	132	12,488	69.38%	
3	軽作業員	14	15,500	3	11,352	73.24%	11	11,220	72.39%	
4	造園工	5	20,500	3	18,850	91.95%	2	17,811	86.89%	
6	とび工	32	25,100	18	18,424	73.40%	14	13,286	52.93%	
7	石工	2	—	0	0	—	2	18,273	—	
9	電工	58	22,600	57	16,569	73.31%	1	11,160	49.38%	
10	鉄筋工	9	25,800	6	15,226	59.02%	3	12,597	48.82%	
11	鉄骨工	4	26,700	4	15,706	58.82%	0	0	—	
12	塗装工	7	25,800	1	14,554	56.41%	6	13,906	53.90%	
13	溶接工	10	27,400	8	19,386	70.75%	2	14,208	51.86%	
14	運転手 (特殊)	31	22,400	24	18,022	80.46%	7	14,243	63.58%	
15	運転手 (一般)	22	18,600	16	14,279	76.77%	6	12,058	64.83%	
22	橋りょう特殊工	7	31,700	3	18,537	58.48%	2	15,378	48.51%	2
23	橋りょう塗装工	5	33,200	5	19,883	59.89%	0	0	—	
25	土木一般世話役	11	24,200	8	17,403	71.91%	3	16,743	69.19%	
33	型わく工	18	24,700	0	0	—	18	14,727	59.62%	
34	大工	1	25,700	0	0	—	1	17,143	66.70%	
35	左官	6	25,100	4	11,359	45.25%	2	17,483	69.65%	
36	配管工	27	22,000	24	16,798	76.36%	3	17,493	79.51%	
37	はつり工	13	25,300	3	12,444	49.19%	10	15,527	61.37%	
38	防水工	14	27,200	1	15,418	56.68%	13	17,746	65.24%	

職種番号	職種	労働者数	設計労務単価 (令和4年度)	月給制			日給制			その他
				労働者数	平均賃金	設計労務単価 との割合	労働者数	平均賃金	設計労務単価 との割合	
41	サッシ工	3	25,800	3	11,202	43.42%	0	0	—	
43	内装工	1	25,100	1	13,714	54.64%	0	0	—	
44	ガラス工	2	22,100	2	18,064	81.74%	0	0	—	
46	ダクト工	9	21,400	8	14,345	67.03%	1	11,564	54.04%	
47	保温工	8	24,200	8	13,347	55.15%	0	0	—	
49	設備機械工	2	23,600	2	17,120	72.54%	0	0	—	
50	交通誘導員 A	22	15,200	4	12,742	83.83%	18	11,041	72.64%	
51	交通誘導員 B	16	12,600	1	10,829	85.95%	15	11,310	89.76%	
	全職種	659		375	15,142		282	13,187		2
	令和3年度	594		356	14,850		228	11,939		
	令和2年度	831		421	15,063		367	12,773		
	令和元年度	888		414	11,775		472	12,471		

2名 出来高制(いずれも職種番号22)

※平均賃金は1日(8時間)当たりの額(円)

職種番号	職種	労働者数	元請				1次下請				2次下請				3次下請以降			
			労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金	労働者数	平均賃金	最高賃金	最低賃金
1	特殊作業員	64	32	15,314	20,657	11,344	24	15,604	23,269	9,619	8	13,572	20,143	8,788	0	0	0	0
2	普通作業員	236	150	12,641	20,400	7,148	66	12,348	21,041	7,200	17	12,071	17,048	7,875	3	9,500	11,000	8,500
3	軽作業員	14	10	10,322	13,000	7,232	4	13,564	13,925	12,899	0	0	0	0	0	0	0	0
4	造園工	5	5	18,434	22,747	14,319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	とび工	32	3	16,868	20,047	13,492	20	17,803	28,587	10,841	2	9,300	9,600	9,000	7	13,195	22,727	9,941
7	石工	2	0	0	0	0	2	18,273	20,118	16,429	0	0	0	0	0	0	0	0
9	電工	58	33	17,281	26,179	9,537	21	14,817	24,091	9,225	4	18,540	29,429	11,875	0	0	0	0
10	鉄筋工	9	0	0	0	0	9	14,350	18,792	10,593	0	0	0	0	0	0	0	0
11	鉄骨工	4	0	0	0	0	1	14,445	14,445	14,445	3	16,126	17,012	15,683	0	0	0	0
12	塗装工	7	0	0	0	0	7	13,998	16,555	11,031	0	0	0	0	0	0	0	0
13	溶接工	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	18,351	25,608	12,417	0	0	0	0
14	運転手(特殊)	31	25	17,198	24,869	9,939	4	16,355	19,369	13,500	2	18,430	20,046	16,814	0	0	0	0
15	運転手(一般)	22	8	14,220	17,109	11,012	13	12,813	15,970	10,333	1	20,493	20,493	20,493	0	0	0	0
22	橋りょう特殊工	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	19,958	31,185	14,828	0	0	0	0
23	橋りょう塗装工	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20,250	20,250	20,250	4	19,791	22,867	18,379
25	土木一般世話役	11	2	17,159	18,818	15,500	6	14,872	21,228	10,333	3	21,967	28,571	17,000	0	0	0	0
33	型わく工	18	0	0	0	0	18	14,727	17,728	12,704	0	0	0	0	0	0	0	0
34	大工	1	1	17,143	17,143	17,143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	左官	6	0	0	0	0	6	13,400	17,516	8,428	0	0	0	0	0	0	0	0
36	配管工	27	9	17,165	19,676	10,425	12	16,414	24,967	7,365	6	17,364	19,894	12,247	0	0	0	0
37	はり工	13	0	0	0	0	6	13,507	16,582	11,245	7	15,938	20,000	11,000	0	0	0	0
38	防水工	14	0	0	0	0	14	17,580	23,084	12,179	0	0	0	0	0	0	0	0
41	サッシ工	3	0	0	0	0	3	11,202	14,188	9,467	0	0	0	0	0	0	0	0
43	内装工	1	0	0	0	0	1	13,714	13,714	13,714	0	0	0	0	0	0	0	0
44	ガラス工	2	0	0	0	0	2	18,064	20,194	15,934	0	0	0	0	0	0	0	0
46	ダクト工	9	0	0	0	0	2	14,845	18,125	11,564	7	13,806	20,476	8,211	0	0	0	0
47	保温工	8	0	0	0	0	8	13,347	15,793	10,667	0	0	0	0	0	0	0	0
49	設備機械工	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	17,120	17,731	16,510	0	0	0	0
50	交通誘導員A	22	0	0	0	0	22	11,351	15,703	8,718	0	0	0	0	0	0	0	0
51	交通誘導員B	16	0	0	0	0	16	11,280	17,391	8,183	0	0	0	0	0	0	0	0
全職種		659	278	14,216	26,179	7,148	287	14,042	28,587	7,200	80	15,853	31,185	7,875	14	14,288	22,867	8,500
構成比			42.2%				43.6%				12.1%				2.1%			
令和3年度		594	284	13,806	30,698	6,506	263	13,560	30,525	7,492	39	14,019	24,972	7,692	8	11,674	15,333	10,500
令和2年度		811	321	13,325	30,865	6,235	336	14,050	60,558	6,831	129	14,980	34,600	7,000	25	18,837	29,634	10,769
令和元年度		888	286	14,241	32,555	6,680	410	13,765	47,207	6,489	169	12,950	27,397	6,892	23	11,961	22,727	6,409

※一次下請に共同企業体の構成員を含む。
 ※平均賃金、最低賃金、最高賃金は1日(8時間)当たりの額(円)

職種番号	職種	労働者数	設計労務単価 (令和4年度)	平均賃金 (1日当たり)	割合	設計労務単価 (令和4年度) 時給換算	平均賃金 時給換算	割合 90%以上 の人数	割合 80%以上 90%未満 の人数	割合 70%以上 80%未満 の人数	割合 60%以上 70%未満 の人数	割合 50%以上 60%未満 の人数	割合 40%以上 50%未満 の人数	割合 30%以上 40%未満 の人数	割合 20%以上 30%未満 の人数
1	特殊作業員	64	22,100	15,205	68.80%	2,763	1,901	4	11	9	26	10	2	2	0
2	普通作業員	236	18,000	12,478	69.32%	2,250	1,560	29	31	53	50	44	28	1	0
3	軽作業員	14	15,500	11,249	72.57%	1,938	1,406	0	7	1	2	3	1	0	0
4	造園工	5	20,500	18,434	89.92%	2,563	2,304	2	2	0	1	0	0	0	0
6	とび工	32	25,100	16,176	64.45%	3,138	2,022	4	4	3	5	8	5	3	0
7	石工	2	—	18,273	0.00%	—	2,284	—	—	—	—	—	—	—	—
9	電工	58	22,600	16,476	72.90%	2,825	2,059	15	4	5	16	10	8	0	0
10	鉄筋工	9	25,800	14,350	55.62%	3,225	1,794	0	0	1	2	4	2	0	0
11	鉄骨工	4	26,700	15,706	58.82%	3,338	1,963	0	0	0	1	3	0	0	0
12	塗装工	7	25,800	13,998	54.26%	3,225	1,750	0	0	0	2	2	3	0	0
13	溶接工	10	27,400	18,351	66.97%	3,425	2,294	1	1	2	3	2	1	0	0
14	運転手(特殊)	31	22,400	17,169	76.65%	2,800	2,146	6	8	8	5	2	2	0	0
15	運転手(一般)	22	18,600	13,673	73.51%	2,325	1,709	3	3	6	7	3	0	0	0
22	橋りょう特殊工	7	31,700	19,958	62.96%	3,963	2,495	1	0	0	3	1	2	0	0
23	橋りょう塗装工	5	33,200	19,883	59.89%	4,150	2,485	0	0	0	2	3	0	0	0
25	土木一般世話役	11	24,200	17,223	71.17%	3,025	2,153	1	2	3	2	1	2	0	0
33	型わく工	18	24,700	14,727	59.62%	3,088	1,841	0	0	3	5	10	0	0	0
34	大工	1	25,700	17,143	66.70%	3,213	2,143	0	0	0	1	0	0	0	0
35	左官	6	25,100	13,400	53.39%	3,138	1,675	0	0	0	2	2	1	1	0
36	配管工	27	22,000	16,876	76.71%	2,750	2,109	5	9	4	4	3	1	1	0
37	はつり工	13	25,300	14,816	58.56%	3,163	1,852	0	0	3	1	5	4	0	0
38	防水工	14	27,200	17,580	64.63%	3,400	2,197	0	1	4	2	6	1	0	0
41	サッシ工	3	25,800	11,202	43.42%	3,225	1,400	0	0	0	0	1	0	2	0
43	内装工	1	25,100	13,714	54.64%	3,138	1,714	0	0	0	0	1	0	0	0
44	ガラス工	2	22,100	18,064	81.74%	2,763	2,258	1	0	1	0	0	0	0	0
46	ダクト工	9	21,400	14,036	65.59%	2,675	1,755	1	2	1	0	2	2	1	0
47	保温工	8	24,200	13,347	55.15%	3,025	1,668	0	0	0	1	6	1	0	0
49	設備機械工	2	23,600	17,120	72.54%	2,950	2,140	0	0	1	1	0	0	0	0
50	交通誘導員A	22	15,200	11,351	74.68%	1,900	1,419	2	3	9	7	1	0	0	0
51	交通誘導員B	16	12,600	11,280	89.52%	1,575	1,410	6	3	4	3	0	0	0	0
全職種		659	20,771	14,341	69.04%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計(石工除く)		657	20,834	—	68.83%	—	—	81	91	121	154	133	66	11	0
構成比(%)		—	—	—	—	—	—	12.3%	13.9%	18.4%	23.4%	20.2%	10.0%	1.7%	0.0%
令和3年度(石工、ブロック工除く)		591	19,445	13,682	70.36%	—	—	97	78	110	133	105	51	15	2
令和2年度(石工、屋根ふき工除く)		800	19,873	14,059	70.74%	—	—	119	98	165	179	138	73	25	3
令和元年度(建具工除く)		881	19,260	13,717	71.22%	—	—	153	87	161	215	158	91	14	2

※色付きの箇所は職種毎における最多人数の箇所

職種番号	職種	労働者数	平均賃金	最高賃金		最低賃金			
				就業形態	賃金形態		就業形態	賃金形態	
2	普通作業員	21	9,668	20,400	常雇	日給制	7,203	常雇	月給制
3	軽作業員	2	7,741	8,250	常雇	日給制	7,232	常雇	月給制
6	とび工	1	9,941	9,941	常雇	月給制	9,941	常雇	月給制
	全職種	24	9,518	20,400			7,203		
	令和3年度	21	8,801	11,942			6,918		
	令和2年度	28	8,101	11,432			6,784		
	令和元年度	21	7,351	11,581			6,409		

※平均賃金は1日（8時間）当たりの額（円）

(9) 法定外労災保険の加入状況と週休2日制取組状況

別表9

法定外労災保険の加入状況	回答業者数	法定の労災保険のみ 加入	法定外労災保険にも 加入	無記入 業者数
元請業者	90	12	78	0
下請業者	122	33	89	0
合 計	212	45	167	0

週休2日実施状況	回答業者数	4週8休以上実施	4週6休又は7休以上実施	4週5休以下	無記入 業者数
元請業者	90	41	34	15	0
下請業者	122	28	59	35	0
合 計	212	69	93	50	0

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）事業者聞き取り調査 主な意見

○賃金等について

（賃金が昨年比で上がった事業者）

- ・作業員に辞められる可能性があることから、作業員を自社へとどめておくため。
- ・作業員の定期昇給のため。
- ・作業員の雇用を守るため。
- ・大規模な仕事を行い、その請負代金を作業員へ反映させたため。

（賃金が昨年比と同じ事業者）

- ・受注金額が少ないため賃金を上げることができない一方で、今の作業員を守るため賃金を下げることができない。

○設計労務単価との比較について

（設計労務単価に準じ賃金を支給する考えのある事業者）

- ・公共工事設計労務単価の賃金額ではなく、賃金上昇率を合わせるよう努めている。
- ・警備料金の値上げが必要と考える。

（設計労務単価に準じ賃金を支給する考えのない事業者）

- ・仕事が沢山あり利益があれば反映したいが、そうでないので困難と考える。
- ・単価上昇分を発注者からもらえない状況である。民間工事でもらおうとすると、発注者が他社へ仕事を頼むこととなる。

○労働力について

- ・労働力が不足しており、ハローワーク、情報誌、新聞広告等へ掲載するが、問合せがない。
- ・入社しても長続きせず、すぐ辞める。
- ・不足分は下請業者に入ってもらい、他の現場へ行っている自社の作業員へ応援に入ってもらい対応している。
- ・応募者がいないのは、3K、4Kの外仕事がほとんどのためと考えられる。

○コロナ禍について

- ・作業員の家族が感染して作業員が濃厚接触者となったり、作業員の感染により作業員が休むことはあったが、作業員が一斉に感染し現場を閉鎖することはなかった。
- ・コロナの影響として、原材料の高騰がある。
- ・ハウスメーカーによる新築工事がコロナ禍前と比較し減っている。

○下請について

- ・下請が作業員単価を上げて下請金額へ反映すると、元請から仕事が来なくなり、下請は会社として持たなくなる。
- ・100%下請けで仕事をしているため、元請がどれくらい仕事をとれるかにかかっている部分もある。

○週休2日について

- ・日給月給制の作業員は1日働いていくらかなので、賃金を多く得たい作業員にとっては週休2日のうち1日分の補填がないと元気よく働いてもらえない。

○その他

- ・ 公共工事と民間工事の比率は業者によってまちまちである。(公共：民間
= 2～9 : 8～1)
- ・ 仕事がなくなっても生活していかないとならないので，民間工事について
知り合いの建築業者に頼んで仕事の一部を回してもらっている。

旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、旭川市における公契約の基本を定める条例（平成28年旭川市条例第82号）に基づき、市が発注する工事に従事する労働者の賃金実態等を把握するとともにそれを検証し、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図ることを目的に実施する、労働者賃金等の実態調査（以下「賃金等実態調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第2条 賃金等実態調査は、次に掲げる項目を全て満たす旭川市が発注した工事について実施するものとする。

(1) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事

(2) 調査対象年度の4月1日から8月31日までの間に1日以上施工期間が含まれる建設工事

2 元請事業者（共同企業体の場合は代表者。以下同じ。）が、前項に規定する工事を複数施工している場合は、そのうち請負金額（契約変更があった場合、当初の請負金額をいう。以下同じ。）の最も高い工事を対象とするものとし、1事業者1調査とする。ただし、請負金額の最も高い工事に、第5条に規定する労働者（以下「調査対象労働者」という。）が従事していない場合は、他の調査対象労働者が従事する工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とするものとする。なお、共同企業体施工における請負金額は、契約金額にそれぞれの出資率を乗じた金額で比較するものとする。

3 下請事業者（元請事業者として対象工事のない者）にあつては、元請事業者から依頼を受けた対象工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とする。ただし、請負金額の最も高い工事に調査対象労働者が従事していない場合は、他の調査対象労働者が従事する工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とするものとする。

4 市長は、調査対象工事である旨を入札公告又は指名通知において示すものとする。

5 市長は、第1項第2号に示す工事の発注が終了した後、元請事業者に対して、本調査の依頼とともに調査対象工事を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた元請事業者は、当該工事を下請したすべての事業者（二次以降の下請事業者を含む。（元請事業者が共同企業体の場合は、構成員を含む。））に調査の協力を依頼するものとする。なお、共同企業体の構成員が元請事業者として他の調査対象工事を施工している場合は、元請事業者として施工した工事を対象とするものとする。

7 調査対象工事の抽出に関する例示は、別紙のとおりとする。

(調査期間)

第3条 賃金等実態調査は、9月から11月までの間に実施するものとする。

(調査対象者)

第4条 調査対象者は、元請事業者及び下請事業者（警備会社を含む。以下同じ。）にか

かわらず、第2条第1項に該当する工事を施工した事業者とする。

(対象となる労働者)

第5条 賃金等実態調査の対象となる労働者は、次の各号に該当する労働者を除く調査対象工事に従事した元請事業者及びその下請事業者の労働者であって、調査対象工事の施工期間のうち、調査対象年度の4月1日から8月31日の間に1日以上従事し、国土交通省が「公共工事設計労務単価」において定める職種に該当する者とする。

- (1) 役員
- (2) 賃金を経費（材料費、機械経費、燃料代など）込みで受け取っている労働者
- (3) 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
- (4) 事務員、給食担当者等の工事に直接携わらない労働者
- (5) オペレータ付きクレーンリースの運転手

(調査項目)

第6条 賃金等実態調査は、次の事項について調査するものとする。

- (1) 対象労働者の労働賃金単価（「公共工事設計労務単価」の定義によるものとし、当該工事分を含め労働者に支払った1か月分の賃金により算出する。）
- (2) 外国人労働者の有無
- (3) 事業者の週休2日制への取組状況
- (4) 事業者の法定外労働者災害補償保険の加入状況
- (5) 従事する労働者の年齢や経験年数
- (6) 時間外手当
- (7) その他必要な事項

(調査方法)

第7条 賃金等実態調査は、調査票（様式第1号）により行うものとし、各調査対象者が直接市長に提出するものとする。

- 2 市長は、提出された調査票の記載内容を確認するため、必要があるときは調査対象者に対し説明を求め、又は、雇用契約書又は賃金台帳等の書類の提出等を求めるものとする。
- 3 市長は、労働者賃金等の動向について把握するため、調査票を提出した中から抽出した事業者について聞き取り調査を行うものとする。

(調査結果の公表)

第8条 調査結果は、旭川市ホームページにおいて、集計した内容を公表するものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月19日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領第2条第1項第2号の規定は、施行日以降に行われる公告に係る建設工事について適用し、施行日前に行われた公告に係る建設工事については、なお従前の例による。

旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)調査票

様式第1号

貴社 〔賃金支払事業主〕	名称	
	住所	
	TEL	
	調査票作成者氏名	

週休2日制への取組	番号	①4週8休以上実施 ②4週6休以上実施 ③4週5休以下
-----------	----	-----------------------------

労働基準監督署が取り扱う法定の労災保険に加えて、任意の法定外労災保険に加入していますか	1 法定の労災保険に加えて、法定外の労災保険にも加入している
	2 法定の労災保険にのみ加入している

工 事 名 (この調査票の対象とした)	
上の工事を 直接受注した業者名 (元請負人)	共同企業体施工の場合は、共同企業体名を記入してください。
番号	① 単体施工の元請事業者である ② 共同企業体施工の代表者である ③ 共同企業体施工の構成員である ④ 単体または共同企業体施工の一次下請事業者である ⑤ 単体または共同企業体施工の二次下請事業者である ⑥ 単体または共同企業体施工の三次以降の下請事業者である
上の工事における 貴社の 元請・下請等の状況	

【労働者賃金】

番号	職種 番号	見習い 手元 等	外国人 労働 者	年齢	性別	経験 年数	就業 形態	賃 金 形 態	賃金計算月	労働賃金単価 1日(8時間)当たり	所定内 労働日 数	所定内 労働時 間数	基本日額	賃金等			時間外手当
														基本給	基本給相当額 出来高給	基準内手当	
(単位)円/月														(単位)円/月	(単位)円/月		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

※ 労働者が1人以上いる場合は、行を追加して記入してください。ただし、列は追加しないでください。
 ※ 別紙「旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)調査票」の記入方法を参照して各項目を記入してください
 ※ 職種番号は、別紙「職種表」及び「記入方法」(2)にある職種から、主として従事した作業について数字を入力してください。
 ※ 賃金計算月は、この工事に従事した期間のうち、何月の賃金について計算しているかを記入してください。
 ※ 基準内手当には、時間外手当を含めないでください。